

第2号様式

法令適用事前確認手続 回答書

令和7年12月26日

CR3 Singapore Co. Ltd.,

ビジネス開発ディレクター 日本担当

酒井隆一 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

令和7年9月23日付けをもって照会のあった件について、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

照会書に掲げられた「触媒交換作業」は、建設工事の完成を目的とするものではないため、C社は、当該作業を行うにあたり、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に基づく建設業の許可を受ける必要はない。

2 当該事実と照会法令との関係に関する見解及び根拠

一般的に、建設工事の請負契約においては、建設工事の完成が契約の目的であり、当該工事により建設される土木工作物や建築物の完成に対して報酬が支払われることとなる。一方、照会書に掲げられた「触媒交換作業」自体は同法別表第一の「とび・土工・コンクリート工事」等に該当すると考えられるが、報酬の支払い対象である契約目的物は、当該作業により完成した土木工作物や建築物ではないため、当該作業は建設工事の完成を請け負う営業、すなわち建設業ではなく、建設業法の適用対象とはならない。